

令和 6 年度

姫路市地域ケア推進協議会（第 2 回）

会議資料

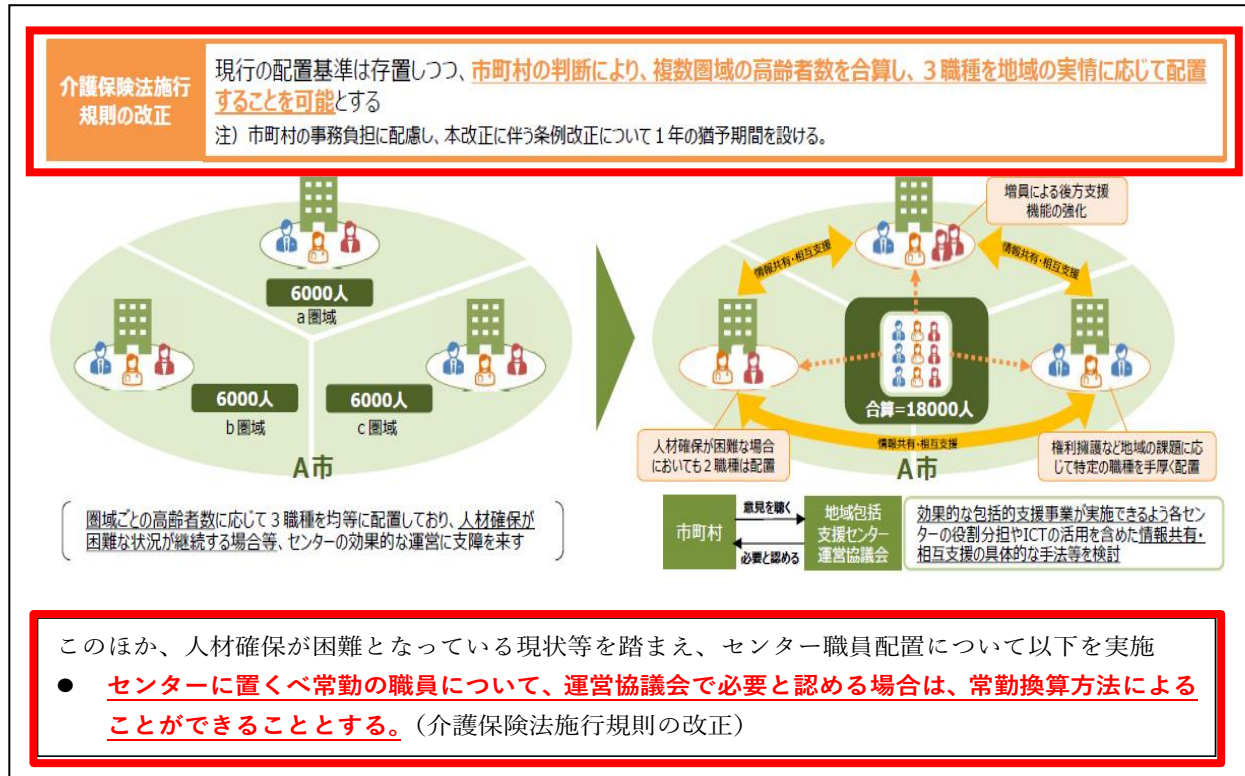
令和 7 年 2 月 1 2 日

I 地域包括支援センター運営協議会

【地域包括支援課】

1 姫路市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に係る基準（案）

(1) 厚生労働省の改正



(2) 姫路市の対応

厚生労働省において、介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センター職員の配置基準が柔軟化されたことに伴い、「姫路市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」の一部の改正を行った。

① 改正の概要

ア 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数に応じて置くべき常勤職員について、**常勤換算方法（複数の非常勤職員の勤務時間を合算して常勤職員の勤務に見なすという考え方）によることを可能とする。**

イ 一つの地域包括支援センターだけではなく、**複数の地域包括支援センターの担当エリアを一つの圏域とみなし、専門職の配置基準を満たす扱いにすることを可能とする。**

ただし、ア・イいずれの場合においても、「**姫路市地域ケア推進協議会**」（以下「協議会」という。）**が認める場合に限る。**

< 常勤換算方法 >

（1月の計算式）

常勤換算数＝1月の非常勤職員の「勤務延時間数」／1月の「常勤職員が勤務すべき時間数」

（例）常勤職員が勤務すべき時間数が週40時間（4週160時間）

職員A 4週96時間、職員B 4週64時間の場合

常勤換算数 （96時間＋64時間）／160時間 ＝ 1.0人

(3) 姫路市の取扱基準（案）

① 職員配置

地域包括支援センターにおける基本職員、認知症担当職員及び地域担当職員については、原則として常勤職員とする。

ただし、実施条件を満たす場合は、常勤換算方法により必要人員数を確保することができる。

② 常勤換算方法の実施条件（案）

次の全ての条件を満たすこと。

ア 常勤職員を配置することが著しく困難であること。

イ 常勤換算数が1.0人であること。

ウ 非常勤職員に対して常勤職員との情報共有、日常業務の引継等の支援体制が可能であること。

③ 著しく困難な場合（案）

次のいずれかの条件を満たすこと。

ア 法人内職員により、当該職種を充足できない場合

イ 職員の求人募集活動を実施しても配置できない場合

ウ その他市長が認める場合

④ 常勤換算方法の実施の流れ（案）

ア 事前協議

常勤換算方法によって地域包括支援センター職員を配置しようとする場合は、市に対して事前協議を行う。

イ 事前協議の内容

(ア) 常勤換算方法によって配置しようとする職種、人数及び期間

(イ) 常勤職員を配置することが著しく困難な理由

(ウ) 常勤換算方法によって配置する非常勤職員に係る保有資格及び勤務予定時間

(エ) 非常勤職員の支援体制、常勤職員との情報共有、日常業務の引継方法及び責任体制

(オ) その他市長が必要と認める項目

ウ 協議結果の通知

市は、常勤換算方法によって配置を認める場合は、承認通知を発出する。1回の協議に係る常勤換算方法は、当該年度内を限度として認める。次年度以降については、改めて事前協議するものとする。

エ 「協議会」への報告

(ア) 報告

常勤換算方法によって職員を配置しようとする場合は、「協議会」に対して、常勤換算方法によって常勤職員に代えて複数の非常勤職員を配置することを報告する。

(イ) 報告時期

「協議会」に対して、事前（常勤換算方法による職員を配置する前）報告が望ましいが、「協議会」の開催回数及び開催時期を鑑み、配置後の直近の協議会で報告することも可能とする。

2 令和7年度姫路市地域包括支援センター運營業務委託に係る契約の締結

(1) 地域包括支援センターにおける人員配置基準及び配置状況

<配置基準>

	基本職員	認知症担当職員	地域担当職員
地域包括支援センター	管轄圏域の高齢者	1人	—
準基幹地域包括支援センター	人口に応じて配置	1人	2人（1人）

※認知症担当職員は、地域住民や関係者に対して認知症に対する理解を深める啓発等の認知症施策の推進等を担当する。

※地域担当職員は、「準基幹地域包括支援センター」のみに配置し、センターの管轄圏域を超える広い視野で、医療関係者及び地域住民団体等の関係機関との連携強化の推進等を担当する。

<配置状況>

No	センター名	高齢者 人口 R6. 12. 31	基本職員 配置基準	基本職員配置状況 (R6. 12. 31 時点)				認知症 担当	地域 担当
				合計	保健師	社会 福祉士	主任 CM		
1	白鷺・琴陵	6,553	4	4	1	1	2	1	
2	城乾・東光	8,173	5	5	2	2	1	1	2
3	山陽	9,166	5	5	2	2	1	1	
4	高岡	5,571	3	3	1	1	1	1	
5	安室	6,218	4	4	1	2	1	1	
6	花田・城山	4,667	3	3	1	1	1	1	
7	四郷・東	6,250	4	4	1	1	1	1	
8	書写・林田	7,528	4	4	1	1	2	1	
9	大白書	5,420	3	3	1	1	1	1	
10	灘	6,835	4	3	1	1	1	1	
11	大的	3,921	3	3	1	1	1	1	
12	飾磨西	6,720	4	4	1	2	1	1	
13	飾磨	7,847	4	4	2	1	1	1	2
14	大津	6,603	4	4	1	2	1	1	
15	広畑	8,533	5	5	2	2	1	1	1
16	朝日	7,350	4	4	1	2	1	1	
17	網干	4,623	3	3	1	1	1	1	
18	増位・広嶺	9,894	5	5	2	1	2	0	
19	北	6,451	4	4	2	1	1	1	2
20	香寺	6,219	4	4	2	1	1	1	
21	夢前	6,274	4	4	1	2	1	1	
22	安富	1,633	2	2	1	1	—	1	
23	家島	1,831	2	2	1	1	—	1	
合計		144,280	87	86	30	32	24	22	7

(2) ケアプラン作成業務（職員別）の取扱基準及び件数

＜基準＞

本市では、職員が地域包括支援センターの運營業務（介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「ケアプラン作成業務」という。）以外）に十分に組み込む時間を確保するため、ケアプラン作成業務の取扱件数に上限を設定している。

	管理者	基本職員	認知症 担当	地域担当 (準基幹のみ)	プランナー
取扱件数	10件以内	15件以内	15件以内	5件以内	70件（標準） ※100件超過不可

＜確認方法＞

毎月、職員ごとの担当件数の報告を受けている。基準を超過している場合は、あわせて改善計画の報告を受け、改善状況の確認している。

＜ケアプラン取扱件数＞ ※()内の件数は、管理者との兼務による再掲
※プランナーの配置状況は、常勤換算数を記載

No	センター名	配置状況		ケアプラン取扱件数（R6.12月）					
		基本 職員等	プラン ナー	管理者	基本 職員	認知症 担当	地域 担当	プラン ナー	計
1	白鷺・琴陵	5	1.0	10	45	13	－	71	139
2	城乾・東光	8	1.3	10	38	(10)	9	70	127
3	山陽	6	0.7	10	60	12	－	44	126
4	高岡	4	1.0	7	28	14	－	42	91
5	安室	5	1.8	9	40	13	－	112	174
6	花田・城山	4	1.0	6	28	15	－	64	113
7	四郷・東	4	1.0	11	29	14	－	74	128
8	書写・林田	5	4.0	9	34	12	－	229	284
9	大白書	4	2.0	10	37	(10)	－	135	182
10	灘	4	2.7	9	29	15	－	208	261
11	大的	4	－	10	27	8	－	－	45
12	飾磨西	5	3.8	4	28	11	－	232	275
13	飾磨	7	1.5	5	30	10	10(5)	94	144
14	大津	5	3.2	7	43	15	－	179	244
15	広畑	7	0.5	7	48	(7)	5	29	89
16	朝日	5	3.2	5	38	14	－	197	254
17	網干	4	2.5	10	9	0	－	142	161
18	増位・広嶺	5	2.6	7	67	－	－	169	243
19	北	7	0.3	7	19	7	8	15	56
20	香寺	5	1.0	9	35	12	－	62	118
21	夢前	5	0.5	7	18	9	－	29	63
22	安富	3	－	1	7	6	－	－	14
23	家島	3	1.0	11	20	(11)	－	97	128
合計		114	36.6	181	757	200	27	2,294	3,459

(3) 地域包括支援センターに対する実地指導（運営）及び実地検査（個人情報管理）状況

ア 実施状況（令和5年度及び令和6年度の2か年の状況）

No.	センター名	受託法人	実地指導 (運営)				実地検査 (個人情報管理)			
			実施		結果		実施		結果	
			R6	R5	基準 違反	指摘 事項	R6	R5	漏洩 事案	指摘 事項
1	白鷺・琴陵	姫路医療生活協同組合		○	なし	あり	○	—	なし	あり
2	城乾・東光	(社) 姫路市社会福祉協議会	○		なし	なし	○	—	なし	なし
3	山陽	アースサポート(株)		○	なし	なし	○	—	なし	あり
4	高岡	(社) あかね		○	なし	あり	○	—	なし	あり
5	安室	(社) ささゆり会		○	なし	あり	○	—	なし	あり
6	花田・城山	(社) 本覚寺苑		○	なし	なし	○	—	なし	あり
7	四郷・東	(社) 清章福祉会		○	なし	なし	○	—	なし	あり
8	書写・林田	(社) 姫路社会福祉事業協会		○	なし	あり	○	—	なし	なし
9	大白書	(社) よい子の広場福祉会		○	なし	あり	○	—	なし	あり
10	灘	(株)セイフティサービス		○	なし	あり	○	—	なし	あり
11	大的	(社) 播陽灘		○	なし	あり	○	—	なし	あり
12	飾磨西	(社) 敬寿会		○	なし	あり	○	—	なし	あり
13	飾磨	(社) 姫路市社会福祉協議会	○		なし	なし	○	—	なし	なし
14	大津	(社) やながせ福祉会	○		なし	あり	○	—	なし	なし
15	広畑	(社) 姫路市社会福祉協議会	○		なし	なし	○	—	なし	なし
16	朝日	(社) やながせ福祉会	○		なし	なし	○	—	なし	なし
17	網干	(社) 幸		○	なし	あり	○	—	なし	あり
18	増位・広嶺	姫路医療生活協同組合	○		なし	あり	○	—	なし	あり
19	北	(社) 姫路市社会福祉協議会	○		なし	あり	○	—	なし	なし
20	香寺	(社) 徳宗福祉会	○		なし	あり	○	—	なし	あり
21	夢前	(医) 夢前会		○	なし	あり	○	—	なし	あり
22	安富	(社) きたはりま福祉会	○		なし	あり	○	—	なし	あり
23	家島	(株)デコ・フォルテ	○		なし	あり	○	—	なし	あり
合計			10	13			23			

イ 令和6年度実地指導（センター運営）及び実地検査（個人情報管理）の結果

<地域包括支援センター運営>

● 改善を図るべき事項

項目	指導内容
職員の処遇改善について	令和5年度姫路市地域包括支援センター運營業務委託料における配置職員の処遇改善について、具体的な改善内容が確認できなかった。 配置職員の処遇改善については、姫路市地域包括支援センター運營業務委託仕様書において「配置職員1人当たり200,000円及び第2項に記載する経験年数加算額については、配置職員の処遇改善（配置職員の欠員により他の配置職員の業務負担が増えた場合の手当等を含む。）に充てること。」と明記している。 令和5年度の配置職員の処遇について改善している場合は、具体的な改善内容が分かる書類を提出すること。 未実施の場合は、当該仕様書に基づき、配置職員の処遇について改善を行い、その内容を市に報告すること。

● 指導事項

◆契約書関係	
項目	指導内容
<利用者契約> 内容及び手続の説明及び同意	● 利用者に契約締結日の記入漏れがあった旨を説明し、契約締結日を加筆すること。
<居宅介護支援事業所> 一部委託契約書	● 一部委託契約における誓約書において、日付の記載漏れがあった。誓約書を含む契約書の作成においては、記入漏れがないよう留意すること。

◆介護予防サービス計画書関係	
項目	指導内容
介護予防サービス計画	● 一部の利用者について令和6年8月に実施したモニタリング(電話)の記録がなかった。モニタリングを実施した場合には、記録を残すこと。 ● 一部の利用者について令和5年4月にプランに位置付けたサービスを終了した時(令和5年9月30日)の目標の達成状況の評価がなかった。終了時にも評価を実施すること。

◆運営規程関係	
項目	指導内容
運営規程	● 運営規程における地域包括支援センターの住所に記載漏れがあったため、正しく記載すること。

重要事項の掲示	● 重要事項の掲示については、令和7年度から、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことと義務付けられている。ついては、令和6年度末までに、重要事項の掲載に向けて、既存のホームページを整備すること。
---------	---

◆業務継続計画関係	
項目	指導内容
業務継続計画の策定等	● 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する必要がある。 ついては、令和6年度末までに、当該計画に係る訓練を実施すること。

◆職員の勤務体制の確保関係	
項目	指導内容
ハラスメント相談窓口	● ハラスメント相談窓口について、全ての職員に周知されていなかった。マニュアル・研修等を用いて、職員に定期的に研修等を行い、周知すること。
研修の機会	● 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する必要がある。 ついては、全ての職員を対象に、次に示す研修を定期的実施し、周知徹底すること。 ・ 苦情対応に関すること ・ 事故発生時の対応に関すること ・ 虐待防止に関すること

<個人情報管理>

● 指導事項

◆個人情報の取扱関係	
項目	指導内容
個人情報取扱マニュアル	● 「個人情報取扱マニュアル」に、役割分担表等及び漏えい等事案発生時の連絡体制表等の規定がなかった。当該マニュアルにおいては、漏えい等事案発生時の対応方法や報告フロー図等を整備する必要がある。 ついては、漏えい等事案の発生に備え、個人情報管理の責任者等を記載した役割分担表等及び漏えい等事案発生時の連絡体制表等を追記すること。あわせて、当該マニュアルについて、全ての職員に周知すること。 ● 今般、デジタル社会を踏まえた個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護制度が見直されている。 個人情報管理に関するマニュアルについては、当該制度の見直しを踏まえ、定期的に見直す必要がある。 ついては、次に示す項目を盛り込むなど、近年の個人情報保護制

	度の目的を踏まえたマニュアルに整備すること。 ・個人情報の定義 ・保有に関する制限 ・取得及び利用の際の遵守事項 ・安全管理措置等 ・漏えい等の報告等 ほか
個人情報の管理	● 個人情報の管理について、不十分な取扱が確認された。個人情報の管理については、漏えい等の事故発生時には適切でかつ迅速な対応が求められる。そのためには、報告フロー図等を整備し、全ての職員が共通認識する必要がある。 については、事故発生時に備え、個人情報管理の責任者等を記載した役割分担表及び連絡体制表等を整備すること。あわせて、個人情報の定義、漏えいのリスクのある事務をマニュアル等に盛り込み、研修等を通じて全ての職員に周知徹底すること。
U S B の管理	● 地域包括支援センターが使用するU S Bについては、所有個数を把握し、盗難・紛失等の対策として、鍵付きの書庫等に保管すること。また、持ち出す場合の取扱として、持ち出し時間、職員名、返却時間等の状況について、記録簿等に記録するなど、適切に管理すること。
持ち出す場合の措置	● 利用者宅訪問時に利用者ファイル等を持ち出す場合、チャック機能がない手提げ袋を使用している事例があった。 個人情報の取扱については、漏えい、盗難、紛失等の防止のために必要かつ適切な措置を講じる必要がある。 については、全ての職員に対し手持ち鞆の使用の徹底、自転車の籠のカバーの取付けなど、状況に応じて必要な措置を講じるよう努めること。
各種機器の管理簿	● 各種機器を外部に持ち出す場合の管理簿について、持ち出し日時、返却日時、担当者、持ち出しの目的は適正に記録されていたが、管理者等の第三者による確認を加える方が望ましい。
誤送付等の防止	● 令和6年9月に発生したメールの誤送信について、アクシデントに記録、ミーティングを通じた事案の報告は行われていたが、今後の防止策が自己管理の徹底のみであった。 誤送信、誤送付、誤交付等の防止策については、複数の職員による確認、チェックリストの活用など確認体制を整え実施すること。

I 地域包括支援センター運営協議会

【地域包括支援課】

1 地域包括支援センターの運営に関する報告

はじめに

地域包括支援センターは必須事業として、地域支援事業と指定介護予防支援がある。包括的支援事業の社会保障充実分の在宅医療・介護連携推進事業については、姫路市在宅医療・介護連携支援センターへ委託し、生活支援体制整備事業の一部は姫路市社会福祉協議会へ委託している。

地 域 支 援 事 業	包括的支援事業 (1) 地域包括支援センターの運営 ○ 総合相談支援業務 ○ 権利擁護業務 ○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ○ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） (2) 社会保障充実分 ○ 在宅医療・介護連携推進事業 → 地域包括支援センター以外へ委託 ○ 生活支援体制整備事業 → 一部地域包括支援センター以外へ委託 ○ 認知症総合支援事業 ○ 地域ケア会議推進事業
	介護予防・日常生活支援総合事業 (1) サービス・活動事業 ○ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） (2) 一般介護予防事業
	任意事業

指定介護予防支援：予防給付

多職種協働による地域包括ネットワークの構築

(1) 包括的支援事業の活動実績

① 総合相談支援業務

総合相談支援では、介護・福祉・保健・医療など、高齢者に関するさまざまな相談に対応し、地域における高齢者の実態把握や多様な社会資源のネットワーク化によって、高齢者の支援ニーズを把握し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

総合相談支援実績（延べ件数）

	相談受付件数	
	年間件数	月平均件数
令和３年度	32,053	2,671
令和４年度	36,179	3,015
令和５年度	37,644	3,137
令和６年度 ９月末	21,860	3,643

総合相談支援実績（相談内容別）※重複計上あり

	介護予 防・介 護相談	医療・ 健康・ 生活相 談	介護保 険制度	総合 事業	その他 保健福 祉制度	インフォ マ ルサービ ス	権利擁 護関係	その他	ケアネ ジ メント 支援	計
令和３年度	7,463	16,461	16,455	605	1,423	980	1,728	2,120	993	48,228

	介護	介護 予防	医療 健康	生活	認知症	権利 擁護 業務	ケアネ ジ メント 支援	その他	計
令和４年度	24,252	1,983	6,064	10,859	5,538	2,000	1,499	2,912	55,107
令和５年度	23,262	4,283	4,876	10,125	5,938	1,960	1,507	2,828	54,726
令和６年度 ９月末	13,276	1,865	3,031	6,293	3,375	1,234	1,006	1,890	31,970

※ 令和４年度から計上方法の変更あり

総合相談支援実績（相談者別）※重複計上あり

	本人 ・ 家族	市	警察 ・ 消防	地域 包括 支援 センタ ー	居宅 介護 支援 事業 所	介護サ ービス 事業 所	医療 機関	その 他関 係機 関	民生 委員	地域 団体 等	計
令和３年度	21,874	1,695	636	212	3,587	1,207	2,904	1,050	1,131	737	35,033
令和４年度	25,512	1,818	479		4,888	2,278	3,529	1,595	1,307	765	42,171
令和５年度	26,327	1,559	361		5,496	2,275	3,319	1,603	1,449	723	43,112
令和６年度 ９月末	15,204	1,068	246		3,264	1,539	2,020	876	964	425	25,606

② 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者等が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を行う。虐待疑いの可能性がある相談は、コアメンバー会議（高齢者虐待の判定会議）を実施する。

相談件数実績（延べ件数）

	虐待	消費者被害	成年後見等	計
令和３年度	942	107	679	1,728
令和４年度	1,179	75	746	2,000
令和５年度	1,234	134	592	1,960
令和６年度 ９月末	810	75	349	1,234

養護者による高齢者虐待 コアメンバー会議実績

	会議開催件数（延べ）	対象者数	虐待認定対象者数
令和３年度	201	122	22
令和４年度	150	82	15
令和５年度	109	61	6
令和６年度 ９月末	59	45	6

③ 包括的・継続的マネジメント支援業務

地域の支援機関のネットワークを構築し、高齢者の住みやすい地域づくりを進めていくために、地域包括支援センターが中心となり、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員とともに、日常生活圏域を単位に（一部、複数の圏域が合同）、介護支援専門員等、高齢者の生活を支援する専門職への研修会を開催する。また、地域の関係機関等と連携を構築するための研修会を開催する。

ブロック研修会開催実績

	包括主催	参加人数
令和３年度	50	1,118
令和４年度	40	1,370
令和５年度	40	1,413
令和６年度 ９月末	20	750

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者や要介護認定を申請した結果非該当となった高齢者、地域の通いの場で把握した支援が必要と思われる高齢者に対して状況を確認し、必要に応じて支援や介護予防活動へつなぐ。

非該当者への介護予防ケアマネジメント実績

	非該当者への介護予防ケアマネジメント					
	非該当 リスト人数	非該当者への対応（処遇）結果				
		基本チェックリスト実施なし	基本チェックリスト実施あり			未対応者
			総合事業対象者	総合事業非対象者	該当項目なし	
令和３年度	209	140	19	33	16	1
令和４年度	198	156	14	25	3	1
令和５年度	194	143	20	16	15	0
令和６年度 ９月末	68	54	3	5	4	2

⑤ 生活支援体制整備事業

地域の住民や各種団体、企業など様々な人が連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を図っていくことを目標に、「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置により高齢者を支える地域づくりを行う。

生活支援コーディネーターの配置実績（令和６年９月末）

種別	人数
第１層（市域全体）生活支援コーディネーター	1
第２層（準基幹圏域）生活支援コーディネーター	7

協議体設置実績

	協議体設置地区数
令和３年度	４５
令和４年度	４９
令和５年度	５２
令和６年度 ９月末	５８

⑥ 認知症総合支援事業

i 認知症初期集中支援事業

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族に初期の支援を実施し、自立生活のサポートを行う。生活支援検討会議で決定した支援策を、訪問型評価チームが家庭訪問を実施し、本人・家族および支援者が実践できるよう調整する。

認知症初期集中支援会議実績

	生活支援検討会議		訪問型評価チーム	
	実人数	延人数	実人数	延人数
令和3年度	15	29	29	46
令和4年度	9	18	9	18
令和5年度	11	20	11	20
令和6年度 9月末	9	14	9	14

ii 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（チームオレンジ）

令和6年度も引き続きチームオレンジコーディネーターを配置し、認知症サポーターを中心とした支援者を繋ぐ仕組みの構築に取り組んでおり、既存の認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を実施し認知症サポーターの活動促進を行っている。

⑦ 地域ケア会議推進事業

i 地域ケア個別会議

(ア) 地域支えあい会議

高齢者の個別課題を解決する機能に加え、通いの場の継続参加と通いの場を起点にした生活支援のあり方を検討することを目的として地域包括支援センターが随時開催する。

支えあい会議実績

	会議数
令和3年度	131
令和4年度	111
令和5年度	94
令和6年度 9月末	75

(イ) ケアマネジメント力向上会議

主にケアマネジャーの生活機能に関する評価能力と高齢者の解決すべき課題と対応策を決定する能力の向上を目的として医師（認知症サポート医）、歯科医師など多職種による検討を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で開催する。

ケアマネジメント力向上会議実績

	会議数
令和2年度	14
令和3年度	24
令和4年度	24
令和5年度	24
令和6年度 9月末	11

(ウ) 自立支援ケア検討会議

生活援助中心型の訪問介護の回数が基準より多い事例の検証と地域包括支援センターが作成するケアプランの質の向上を目的として、リハビリテーション専門職と主任ケアマネジャーによる検討会議を基幹型地域包括支援センターが開催する。

自立支援ケア検討会議実績

	会議数
令和3年度	17
令和4年度	17
令和5年度	17
令和6年度 9月末	7

ii 地域マネジメント会議（地域ケア推進会議）

地域ケア個別会議等から明らかになった地域の課題を「医療介護に関するもの」と「生活支援等に関するもの」に整理・分類し、課題解決を目的とした会議体につなぐための検討を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で開催する。

地域マネジメント会議の実績

	会議数
令和3年度	4
令和4年度	4
令和5年度	4
令和6年度 9月末	※R7年2月に4回実施予定

(2) 地域包括支援センター適正運営評価事業

地域包括支援センター自身が客観的な視点で業務内容を見直すことでサービスの質の向上を図り、地域から信頼される地域包括支援センターの運営となるよう、外部評価を「特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター」に委託し「姫路市地域包括支援センター運営方針」を参考として、職員の状況や実際の取組や工夫点について、ヒアリング調査実施している。

評価結果は年度末に姫路市ホームページに掲載し公表している。

第三者評価の実施状況

<令和6年度第三者評価の実施一覧>

1	白鷺・琴陵地域包括支援センター	8	大白書地域包括支援センター
2	山陽地域包括支援センター	9	灘地域包括支援センター
3	高岡地域包括支援センター	10	大的地域包括支援センター
4	安室地域包括支援センター	11	飾磨西地域包括支援センター
5	花田・城山地域包括支援センター	12	網干地域包括支援センター
6	四郷・東地域包括支援センター	13	夢前地域包括支援センター
7	書写・林田地域包括支援センター		

Ⅱ 地域密着型サービス等運営委員会**【高齢者支援課】****1 地域密着型サービス事業所の整備状況について**

今後開設予定の事業所について

○ 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

・ 東部圏域

開設日	令和7年4月1日（予定）
施設名称	（仮）グループホーム きよすみの里
実施主体	社会福祉法人清章福祉会
所在地	姫路市飾東町清住864番地

閉鎖した事業所について

○ 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

・ 中部第二圏域

閉鎖日	令和6年10月14日
施設名称	ケアホームみどり（18床）
実施主体	社会医療法人恵風会
所在地	姫路市西今宿五丁目3番1号

○ 小規模多機能型居宅介護事業所

・ 安富圏域

閉鎖日	令和6年10月31日
施設名称	小規模多機能型居宅介護施設ほたるの里
実施主体	社会福祉法人きたはりま福祉会
所在地	姫路市安富町朽原620番地

(参考)

●現在の地域密着型サービス事業所数

	令和7年1月1日現在	令和6年6月1日現在
地域密着型介護老人福祉施設	1 5	1 5
認知症対応型共同生活介護事業所	3 7	3 8
認知症対応型通所介護事業所	3	3
小規模多機能型居宅介護事業所	2 0	2 1
看護小規模多機能型居宅介護事業所	7	7
定期巡回・随時対応型訪問介護事業所	9	9
地域密着型通所介護事業所	1 0 4	1 0 3